

## 平成29年度 吉田町総合教育会議 会議録

- 1 開催期日 平成29年10月27日(木) 午前10時00分
- 2 場 所 吉田町役場 2階 町民ホール
- 3 出席者 田村典彦町長、浅井啓言教育長  
塚本成男教育委員、久保田さな江教育委員、北澤雅恵教育委員、  
増田真也教育委員  
事務局 栗林芳樹学校教育課長、八木邦広学校教育課長補佐、  
竹下知行主席指導主事、三輪洋士主席指導主事、  
山村加奈子学校教育統括、杉本裕子指導主事

### 4 議事内容

#### 1 開会

○事務局(栗林課長)

それでは、定刻になりましたので、開会に先立ちまして、相互の挨拶を交わしたいと思います。恐れ入りますが、一同、御起立お願いいたします。一同礼。御着席ください。

ただ今から、平成29年度第1回吉田町総合教育会議を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます吉田町教育委員会学校教育課長の栗林と申します。よろしくをお願いいたします。

早速ではございますが、お手元にお配りいたしました資料の次第に沿って進めさせていただきます。

#### 2 議事

##### (1) 町長あいさつ

○事務局(栗林課長)

まずはじめに、吉田町長から御挨拶申し上げます。町長、よろしくお祈いします。

○田村町長

みなさん、おはようございます。前回2月の会議から、教員や、保護者などから、いろいろな御意見をいただいたわけですが、それについて、みなさんが教育委員会として、9月25日から10月23日まで、真摯な御意見を頂戴いたしまして、その結果を示していただけるわけですが、皆さんの御苦勞に対して、大変感謝いたして

おります。ありがとうございます。

私は就任以来、常に人口動態というのが非常に重要であるというように考えておりまして、職員をはじめとして、様々な場で話をしてまいりました。とりわけ、国立社会保障・人口問題研究所の人口動向研究部長を務められた金子隆一さんが『厚生指標』という専門書の、2009年4月から2016年7月までの号で「人口減少時代の人口統計学」というタイトルで研究論文を發表しておりますが、これは難しくても何度も何度も読むんですけども、日本の人口動態というのはあるスパンで変わりますよというのが専門的に載っていますが、そういうことを踏まえて、皆さんも手に取られたかもしれませんが、講談社現代新書から河合雅司さんという方が、『未来の年表 人口減少日本これから起きること』というセンセーショナルな本が出たんですけども、日本の人口動態の激変というのはある意味分かっていたことなんですけれども、その中で更に分かったこととしてこの本を見てみますと、少子高齢化、1つは人口減少がものすごく進む。少子化の観点で見ますと、2016年の年間出生数が96万6979人ですね。戦後初めて100万人の大台を割ったんですね。戦後の年間出生数のピークは1947年の269万6638人ですね。結果として70年弱で三分の一程度に減ってしまったわけなんですけれども、これがこの先更に進むわけですから、どんどんどんどん出生数が減っていく。更に高齢化の観点で見ますと、戦後のベビーブームが団塊の世代になって、全員が70歳以上になるのがいわゆる2024年、世間では2025年と言われてはいますが、河合雅司さんは2024年問題となっておりますので、これによりますと、2024年には65歳から74歳までが1556万人、75歳以上が2121万人、合計3677万人、国民の3人に1人が65歳以上。6人に1人が75歳以上になる。ものすごく高齢化が進む。これがこの先どんどんどんどん進みますよね。ちなみに、毎年の死亡者数が250万人、出生数の2倍以上ですから、このことは明らかです。更に人口減少で言いますと、2015年の国勢調査では、総人口1億2709万5千人と、前回の2010年の総人口は1億2805万8千人ですから、96万3千人の減少で、戦後初めて人口減少が数字として裏付けられたというわけで、まさに日本はこれから人口の対策というのが全く変わってしまうということが、当然のことながら、数字的にも明確であります。その中で教育の観点から言うと、まさに、この100万人の出生した子どもたちが、現在の小学校、中学校、あるいは、これから小学校に入学する子どもも含めて、非常に大切に扱っていかないと、これからの日本は、支え手になっていただかないと、日本そのもの、日本経済そのものが、はっきり言うと、崩壊の方向に進んでしまう。そういうわけで、教育というものも、単に、マイナーなものを教えるということだけでなく、こういう大きな人口動態という日本の社会全体の問題を見越した上で、どういうふうな形でやっていけばいいのかということが問われているのかと思います。そういう意味でいくと、皆さんが教育委員会で議論されたことについては、私も非常に注目しておりますので、それについての皆さんの御意見を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお

願います。

## (2) 教育長あいさつ

### ○事務局

ありがとうございました。次に、教育長から御挨拶をいただきます。教育長、よろしくお願いたします。

### ○教育長

皆さんこんにちは。教育界にある様々な課題を克服していくために、2月に「吉田町教育元気物語 TCPトリビンスプラン」を合意させていただきました。そうした中で、保護者、教職員への説明会で様々な御意見や御要望をいただいた中で、教育委員会として議論を重ねてまいりました。10月中には、一定の方向性を示すということでお約束をしてまいりましたので、本日ここに、方向性を示すための総合教育会議を招集していただきました。よろしくお願をしたいと思ひます。

### ○事務局

ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思ひます。ここからの議事進行につきましては、田村町長にお願いたします。

## 2 議事

### (1) 今後の町の教育方針について

#### ○田村町長

分かりました。今後の町の教育方針につきまして、議題とします。それでは、議事につきまして、進行をいたします。本日の議事の内容について事務局から説明を求めます。

#### ○事務局（栗林課長）

はい。皆さま御承知のとおり、平成29年2月23日に開催されました吉田町総合教育会議におきまして、今後の吉田町における教育の重要施策をとりまとめたTCPトリビンスプランについて合意が図られました。その後、このプランにつきまして、保護者説明会、学校説明会、意見募集等を行ったところ、皆さんから大変多くの御意見をいただきました。そこで、教育委員会では、総合教育会議の内容を最大限に尊重した上で、本年8月末までにいただいた御意見を踏まえ、TCPトリビンスプランの今後の方向性について、教育委員会を開催し、検討を重ねてまいりました。そして、本年10月23日に開催いたしました、第15回教育委員会において、教育委員会としての方向性がまとまりましたので、それについて協議、調整をする場を設けていただきたく、本日、開催するという運びとなっております。私の方から、事務局といたしまして、教育委員会の議論の内容を御説明させていただきたいと思ひます。お手元に配付させていただいております。資料No.1から3に基づきまして説明させていただきますので、御協議をいただきたいと思ひます。

まずは、資料No.1でございます。資料No.1は、基本的に平成29年2月23日に開催をされました吉田町総合教育会議における合意事項でございます。教育委員会の中では、これについて先生方や保護者の意見を踏まえまして、修正するべき点はないか、追加するべき点はないかという観点で様々な議論を進めてきました。まず、お手元の資料No.1の3ページをお開き頂いて、目標「吉田町はすべての子どもに最良の教育サービスを提供する」というページをご覧ください。まず、この具体的な施策の概要の中では、どのような点を修正、追加するべきかということで、また、議論の経過等は後程御説明させていただきますが、結論から申し上げますと、授業日の平準化という点につきましては、これまで「授業日数220日以上（平成30年度～）」としてきたわけですが、これを「授業日数基本220日（平成32年度完全実施）」に改めるべきではないかという結論に達したわけでございます。また、追加するべき施策としましては、(1)のイの2番目ですけれども、赤字で書かせていただきましたけれども、「トイレ改修（洋式化）」ということを追加したいと。同じく(2)のイの一つ目、学校事務の効率化というところに「(職員室のオフィス化を含む)」ということも追加したいということで、教育委員会としては、今後の方向性としてまとめさせていただいたところです。同じように、資料のその下、4ページ目になりますけれども、ここも次期学習指導要領というふうに書かれている下に「TCP Triwins Plan (H30年度～)」とありましたけれども、同様に「(平成32年度完全実施)」ということで改めさせていただきたいということで考えております。

まずは、結論からということで御説明させていただきましたが、続きまして、資料No.2をご覧ください。資料No.2につきましては、TCPトリビンスプランの施策についてということで、資料No.1を補足するというところで作成させていただいております。資料No.1で平成29年2月に合意をいただいている内容、また、今回追加をしたいということで、教育委員会で議論した内容、それぞれどういった施策であるのか、またどのようなスケジュールで進めていくのかということをお話し合った結果、こういった資料の提示をさせていただいたところでございます。少しお時間をいただきたいと思います、一つひとつ説明をさせていただきたいと思っております。

まず、「(1)子どもの「確かな学力」を保障する環境づくり ア授業日の平準化 授業日数基本220日（平成32年度完全実施）」という施策についてでございます。ページ数としましては、1ページ目でございます。授業日数基本220日ということに関しましては、平成29年3月に学習指導要領が改訂されまして、この新しい学習指導要領の確実な対応のために必要な時間数、あるいは授業準備のための時間数というものを確保するために必要になるのではということで整理をさせていただいたものでございます。新学習指導要領の確実な対応ということで、大きく五つの項目を挙げさせていただいておりますが、まず一つ目ですけれども、今回の学習指導要領の中では、全教科等を通じた「主体的・対話的で深い学び」、これはアクティブラーニングということでは

れたりもしますけれども、そういった視点からの授業改善を求められておりますので、これまでも小中学校においては、授業改善を行っているところではございますけれども、こういった趣旨から更に授業準備の時間を確保しなければならないのではないかとということです。二つ目ですけれども、新たに小学校第3・4学年に外国語活動、第5・6学年に教科としての外国語が位置づけられたことに伴いまして、そもそも、その増加した授業時間に対応する必要があることと、今いらっしゃる先生方は、教員免許を取得する際に、外国語活動や外国語に対する指導方法を学んでいない先生がほとんどでいらっしゃいますので、そういった先生方にとっては、これまで以上に授業準備に係る時間が求められるのではないかとということです。三つ目ですけれども、道徳というものが、特別の教科ということに位置づけられました。小学校は平成30年度から、中学校は平成31年度から、道徳が教科としてスタートすることになりますけれども、それに伴いまして、これまでとは違った指導方法が求められるようになりますし、道徳に関しましては、記述式ではございますけれども、記述式で要録に記入する必要があるということが今回新たに求められておりまして、そういった新たに評価をする、それを要録に記入するということが時間が必要となるが出てくるということでございます。四つ目でございますけれども、プログラミング教育というのも新たに設けられたものでございますが、これに関しましても、これまで授業を行ってきたことのない先生方が指導するということがございますので、授業準備時間の確保ということがこれまで以上に求められるのではないかとということです。また、五つ目ですけれども、児童生徒のもつそれぞれの「困難さ」といった個に応じた指導の充実のための授業準備時間の確保ということが求められるということでございます。困難さというのは、各一人ひとりの子どもたちが、どんな子どもであっても、もちろん全てパーフェクトではないわけですし、それぞれ個に応じて指導上配慮する必要がある、誰しもが持っているという前提に立ちまして、個に応じた指導というのをしっかりとやっていかなければならないということが、今回の学習指導要領の中にも謳われているわけですが、そういった個に応じた指導を徹底していくためにも、これまで以上に授業準備に係る時間を確保することが必要なのではないかとということです。今回の学習指導要領の改訂に伴いまして、もちろんこれだけではないわけですが、大きくはこの五つの理由により、授業日の平準化をしていかなければその対応のためにしっかりとした教育は展開できないのではないかとという前提に立っております。また、こういった五つのことが課されるということになりますと、これまでも多忙と言われている先生方がさらに多忙になることが予想されるということ。そういった先生方の多忙が更に進むことによって、日々の授業や生徒指導がおろそかとなって、学校教育の質に大きなマイナスとなることが予想されます。そういったことから、授業日の平準化ということを行うことにより、日々の授業時間及び授業準備の時間を確保するとともに、また、日々の時間の中で教員が自らマネジメントできる時間が確保できるといったところから、超過勤務を前提とした学校教育のシステムを構造

的に改革できるのではないかというふうに考えております。具体的には、平準化というところで申し上げますと、資料No.1のところで申し上げたところですが、授業日数基本220日（平成32年度完全実施）、そして平成30年度、及び31年度は移行期間ということになりますので、各学校と協議をしながら、完全実施を見据え、教育課程を編成していくということになろうかと思っております。一番下がスケジュールになりますが、平成28年度にプランを提示させていただき、今年度は移行期間として4日間授業日数が増えていますけれども、平成30年度、31年度も引き続き移行期間ということで、各学校と協議をしながら、完全実施を見据え、教育課程を編成していくと。そして、平成32年度には、小学校の学習指導要領が全面実施となりまして、授業時間数が確実に増えますので、そこでは授業日の平準化ということ完全実施していきたいということが教育委員会で話し合われた結果でございます。

次のページをお開きください。2ページ目ですけれども、「(1)子どもの「確かな学力」を保障する環境づくり イ快適な学習環境の整備」についての施策ですけれども、一つ目としまして、全小中学校エアコン完備ということでございます。こちらにつきましては、実施状況にもありますが、中学校の普通教室につきましては、平成23年度にエアコンの設置を完了し供用を開始した所でございますが、それに加えて、今年の7月に、小学校の普通教室及び特別教室、中学校の特別教室にエアコンを設置し、供用を開始させていただいたところでございます。参考までに設置率を挙げさせていただいておりますけれども、この施策につきましては、今年度すでに設置済みということで、スケジュールの所には29年度で設置完了ということで記載させていただいております。

続きまして、3ページ目です。こちらが新たに教育委員会の中で話し合われて提示をさせていただくわけですけれども、「(1) イ快適な学習環境の整備」ですけれども、「トイレ改修（洋式化）」ということでございます。学校のトイレにつきましては、現在中央小学校と吉田中学校の体育館のみが洋式化されているという状況ですけれども、その他の学校につきましては、和式のトイレということになっております。和式のトイレということになりますと、①と②に書かせていただいておりますが、設置から数十年が経過していることにより、どうしても「臭い」ですとか「汚い」ということで衛生的にも良くないということ。また、和式が不衛生だという印象も大きく、学校で用を足すことに躊躇してしまうことにより、健康面にも影響を及ぼすということであるとか、そもそも和式の使い方が分からないというような児童もいるということも聞いていますので、トイレの洋式化というものを進めていきたいと思っております。スケジュールといたしましては、来年度工事に着手できればというふうに思っておりますが、今後の予算の状況でありますとか、国庫補助の動向に合わせまして検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして4ページ目をお開きください。「(1) ウ外国語・国際理解教育の推進」ということでございます。1ページ目で御説明させていただきましたとおり、学習指導要

領の改訂に伴いまして、平成32年度には小学校3、4年生に「外国語活動」、小学校5、6年生に「外国語」の時間が新設されることが決定しております。スケジュールとしては下のおりとなりますが、平成29年度に改訂された学習指導要領は、平成30年度から移行期間となっております。来年度から小学校3、4年生で最低でも15時間外国語活動という時間が増える、同じく5、6年生でも外国語活動という時間が増えるということになっております。これは30年度、31年度が同様に増えておりまして、平成32年度には全面実施ということで、第3、4学年で35時間、第5、6学年では外国語という教科として70時間という時間を実施することが求められることとなります。この授業時間数の増加によりまして、授業以外の時間、放課後の時間ですね、これがどんどん圧迫されるということですか、外国語についてはこれまで指導したことのない教科でありますので、他教科以上に教材の読み込みや授業準備が必要になることが予想されますので、これまで以上に学級担任の日々が多忙になるということが予想されております。ですので、一つには、平準化ということを行っていききたいということでございますとか、次に説明させていただくALTの配置ということをしつかりやしていきたいということを考えていきたいと思っております。

5ページ目をご覧ください。同じく「(1) ウ外国語・国際理解教育の推進」という施策についての説明となりますが、外国語プログラムコーディネーター及び外国語指導助手の全校配置という施策の説明をさせていただきます。吉田町では、外国語教育というものをしっかりと行っていく必要がある、また国際理解教育というものもしっかりと行っていく必要があるという前提のもと、学習指導要領の全面実施を見据えながらALTを配置しているところでございます。今年度からですけれども、ALTを各学校に1名ずつ、合計4名配置をしております。また、そのALTが持っている力を十分に発揮できるようプログラムコーディネーターを町に1名配置しておりまして、学校とALTとか、学校と教育委員会とか、ALTと教育委員会であるとか、そういった連絡調整を図りながら、ALTが円滑に仕事に臨めるような仕事をする方をお願いしております。ALTの配置により、特に「話す」であるとか「聞く」といった技能を効果的に習得できるのではないかと考えております。また、ALTが休み時間や給食の時間に児童生徒に触れ合うことを通じて国際理解教育にも資するのではないかと考えております。参考の所に書かせていただいておりますけれども、今後、大学入試や高校入試等においても「話す」「聞く」「読む」「書く」といった4技能がバランスよく育成されているかが問われることになるということが予想されておりますので、こういったALTに学校に入っていくのは、今後の方向性にも合致していると考えておりますし、また、ALTの配置状況というのも全国平均で言いますと2校あたり1名という試算でありますけれども、吉田町のALTの配置状況というのは全国の2倍というような配置状況となっていることとでございます。スケジュールといたしましては、今年度に全校配置をしておりますので、29年度措置済ということを書かせていただいております。



ります。11月にも第2回吉田町学力調査ということで、小学校1年生から中学校3年生の全学年を対象として実施しております。こういった取組は、既に各学校と教育委員会とが協力をしながら進めておりますので、この取組につきましても平成28年度から、引き続き実施ということで進めさせていただいております。また、吉田町学力調査の実施につきましては、その効果を検証しながら来年度以降の実施については検討していきたいと思っております。

続きまして9ページ目、「(1) カ補充学習・発展学習の充実」というところがございます。これにつきましては、大きく三つ、現在町として取り組んでいるところがございます。一つ目は公設学習塾、二つ目は放課後補充学習、三つ目はラーニングプラン支援員の配置ということでございます。一つ目の公設学習塾でございますけれども、毎月1回程度、希望者を対象に町主催で学習塾を実施しております。教材は、ベネッセコーポレーションが提供して下さっておりますけれども、吉田町学力調査に基づいて、正答率が低い分野など、調査結果の分析に基づいた問題を準備していただいております。また指導者は、教員OBであるとか、教員を目指す学生、現職の教員等の希望者の方々にお願いしているところがございます。少人数の指導を行っているところがございます。二つ目は放課後補充学習でございますけれども、学力定着に課題を抱える児童生徒に対しまして、放課後に補充学習を行っております。三つ目はラーニングプラン支援員の配置ということでございますけれども、吉田町ラーニングプランというものを実施してまいりましたが、その実施にあたりまして、各学校における教科等の指導の充実のために、授業の補助を行う指導員を町の予算で各学校1名ずつ配置をしているところがございます。こういった施策を通じまして、補充学習や発展学習の充実を行っているところがございます。スケジュールといたしましても、実施済みということで書かせていただいております。

続きまして10ページ目でございます。「(1) キ個に応じた支援の充実」というところでございます。これにつきましては、大きく四つございます。一つ目が通級指導教室の実施、二つ目が特別支援教育支援員の配置、三つ目が教育相談員の配置、四つ目が子どもと親の相談員の配置ということでございます。一つ目の通級指導教室の実施ですけれども、まずそもそも通級指導教室とは、ということを書かせていただいておりますが、比較的障害の程度の軽い子どもが通常の学級に在籍しながら、その子の障害特性にあった個別の指導を受けるための教室というのを通級指導教室と呼んでおります。通級による指導を受ける子どもは、基本的には通常学級で過ごしているわけですが、週に何時間かある通級による指導の時間だけ、通常学級から通級指導教室に移動して専門的な指導を受けるということを行っております。現在吉田町には、自彊小学校と吉田中学校に通級指導教室を開設しておりますけれども、中学校に通級指導教室が開設されているのは、静西事務所管内で吉田中学校のみであります。二つ目でありまして、特別支援教育支援員の配置ということでございます。現在全小中学校に特別支援学級があります

れども、教員の定数というのが決められておまして、児童生徒8名に対して1学級ということになりまして、1学級8名に対して1名の教員が配置されております。吉田町ではこれに加えて、町負担の支援員として1学級当たり1名の特別支援教育支援員を配置いたしております。こういったことを通じまして、特別支援学級の指導の充実を図っておるところでございます。三つ目でありまして、教育相談員の配置ということで、毎週月、水、金に、町民を対象とした子どもに関する多種多様な相談を受け付けているということですか、不登校児童生徒を対象としたステップルームでの指導も行っていただいているところでございます。四つ目でありまして、子どもと親の相談員の配置ということで、保護者や子どもの悩み相談でありますとか、児童福祉施設等との連携の支援等を行う相談員を2名配置しているところでございます。こういったことを充実させて、個に応じた支援というものを充実してまいりたいと思っております。これについては、現在行っているということもございまして、28年度から実施というスケジュールを書かせていただいております。

続きまして11ページ目「(1) クプログラミング教育の充実」ということでございます。こちらは、今回の学習指導要領の改訂に伴いまして新たに位置づけられたものでございますけれども、プログラミング教育とはどういうものかということは、その上に書かせていただいているとおりでございます。「自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つひとつの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力を育てるための教育」であるというふうに言われています。例えばということで、小学校6年生の総合的な学習の時間の事例を掲載させていただいておりますが、ロボットが自分の意図したとおりに動くためにはどういう指令を出せばいいのか、どういうプログラムを作っていけばいいのかというのを考えながら、プログラムを組んで、実際に自分の意図したとおりの動きをさせていくといった事例です。こちらは学習指導要領の全面実施に向けまして、教育委員会としても事例の紹介でありますとか研修を実施することによって、このプログラミング教育の充実というものを図っていきたいと考えております。実施としましては、学習指導要領と同様になろうかと思っておりますので、30年度、31年度は移行期間、32年度は全面実施ということでスケジュールを組まさせていただきます。

ここまでの「(1) 子どもの「確かな学力」を保障する環境づくり」の施策の説明でございます。

続いて、「(2) 教職員が授業に専念できる環境づくり」の説明をさせていただきます。長くなって恐縮ですが、続けさせていただきます。「(2) ア教職員の勤務時間の適正化」の施策でございますけれども、その内の「学校閉庁日の設定」ということでございます。まず学校閉庁日とはということでございますけれども、夏等の省エネルギー対策とともにですね、教職員の心身のリフレッシュと休暇取得促進を図るため、学校を一定期間閉

庁とすることを、我々としては「学校閉庁日」と呼ばさせていただいております。通常ですと、夏休みであっても先生方は勤務日でございますので、平日は学校に日直が設定されておりまして、日直は学校の開錠及び施錠を行うこととなっております。例えば夏の閑散期であっても日直は必ず学校にいななければならないということで、これまで平日は必ず先生が学校にいなけりななかつたわけですが、こういった学校閉庁日を設けることによって、そういった閑散期であっても先生方が気兼ねなく休むことができるということで、集中的に夏季休暇等を取得することが可能となるということから、多忙化解消の一助となるのではないかとということで進めさせていただいております。例えばということで、今年度の夏休みの例を挙げさせていただきました。下段の方にカレンダーがありまして、今年度は8月14日から18日までを閉庁日とさせていただきます、この閉庁日は、先生方は日直を置かなくて良いですよと、また学校は完全に閉庁して良いですよ、ということをお伝えしております。閉庁期間は今年度教育委員会事務局の担当者が学校を見回りして、異常がないかということを確認しておりまして、その分先生方は気兼ねなく夏季休暇を取得することができたということとなっております。今年度は冬休みも学校閉庁日とすることを予定しておりまして、見回りは警備会社への外部委託とする予定となっております。また、来年度以降もお盆の期間でありますとか、冬休みの期間を学校閉庁日としたいと考えております。既にこちらについても実施をしているところでございますので、平成28年度から引き続き実施ということで書かせていただいております。

続きまして、13ページでございます。「(2) イ校務の支援 学校事務の効率化(職員室のオフィス化を含む)」ということでございます。これについては大きく二つを考えております。1つ目は、校務支援システム(EDUCOM)のバージョンアップということで、学校にはEDUCOMという校務支援システムが入っておりまして、先生方の校務支援を行っておりますが、それをバージョンアップしたいということ。二つ目が、職員室のオフィス化をしたいということです。1つ目の、校務支援システム、EDUCOMというシステムですけれども、こちらにつきましましては、成績や出席簿などの入力済みのデータを有効に活用して各種様式の出力をするなど、校務の効率化を図るためのシステムということで、そういったデータを一元管理して、ある時は通知表として打ち出すこともでき、またある時は指導要録として打ち出すこともできるということで、入力の二度手間三度手間というものを避けることができるというシステムになっております。既にこのシステムは全校に導入しているところでございますけれども、導入から数年経過しているため、処理速度が遅いということで学校からバージョンアップの要望が挙がっているところでございまして、こういったことに対応したいというふうに考えております。続きまして、その右側でございますけれども、職員室のオフィス化ということで、教職員の働きやすい環境づくりの一環として、職員室の事務に必要な機器の整備を行いたいというふうに考えております。現在の職員室は、例えば電話の台数であると

か、パソコンの環境、インターネットの環境というのが、一般的なオフィスの環境と比べると充実していないということがあるわけですが、そういったことが先生の多忙化にも影響しているのではないかと考えております。ですので、電話機の台数であるとかインターネットの整備を通して先生方が働きやすい職員室の環境と整えてまいりたいというふうに考えております。実施時期としましては、来年度EDUCOMのバージョンアップを行いたいと思っておりますし、またオフィス化につきましては、その具体を検討して可能な限り早く実施していきたいと思っております。

続きまして、14ページ目になります。「(2) イ校務支援」の内の「校務アシスタントの配置」ということでございます。校務アシスタントの配置ということでございますが、学校の仕事の中でも、教員でなくてもできる仕事があるのではないかと考えております。こういった仕事を整理して教員でなくてもできる仕事は「校務アシスタント」と呼ばれる、教員の仕事を補助する者で、特段の、例えば教員免許を持っていないてはならないというような資格要件はないというような方を雇ってですね、教員でなくてもできる仕事をやっていただくことによって、教員の日々の多忙化を解消できるのではないかと考えております。現状ですけれども、住吉小学校が、県から「未来の学校「夢」プロジェクト」事業を受託しており、また、国からも多忙化解消の事業を受託していることありまして、そういったことから教員の多忙化解消に先進的に取り組んでいるところでございます。その中で、校務アシスタントを現在2名配置しておりまして、教員でなくてもできる仕事を依頼することにより教員の多忙化解消を県とともに取り組んでいるところでございます。そのことによって、もちろん先生方は残業時間が圧縮できるということもあるでしょうし、授業に専念できるということもあると考えております。校務アシスタントの実施している業務の例というのはその下に書かせていただいております。スケジュールといたしましては、今年度住吉小学校で先行して実施していただいておりますので、来年度以降はその取組のせいかを踏まえながら、各学校に普及していけるところは普及していきたいと考えております。

続きまして15ページ目でございます。「(2) イ校務の支援 部活動、課外活動の指導員配置」という施策になります。まずは、部活動指導員の配置ということですが、現在中学校における部活動は、学校の教員が行うことを前提として実施されてきているという節がございます。しかし、学習指導要領上は、部活動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものとされておりまして、教育課程外の活動という整理になっております。またこの部活動の指導というのが、特に中学校の教員の超過勤務の原因の1つになっているということが言われておりまして、こうした部活動を教職員でない外部人材に委ねることにより、教員はより授業に専念でき、多忙化の解消にもつながるものと期待をしているところでございます。こういった方向は、国でありますとか、県の方向性とも同じであるということを考えております。また、小学校でも陸上や鼓笛などの課外活動がありますけれども、こうした課外活動も教育課程外の活動ということの整理

になるかと思いますが、こういった活動を外部人材に委ねることによって、教員の授業に専念できる環境、多忙化の解消にもつながるものと期待したいというふうに考えております。もちろんこれは一律にやるということではなくて、学校とも相談をして進めていくことになろうかと思いますが、例えばということで、中学校の部活動における外部人材の活用状況ということで、男女ソフトテニス部1名ずつ、剣道部2名、柔道部1名、陸上部1名という方々に、ボランティアで御指導をいただいているところでございまして、こういったことをしっかりと制度として位置づけるということだとか、必要に応じては謝金を支払ってお願いをしていくということを考えているところでございます。こういった活用につきましては、現在国の方でもスポーツ庁を中心に議論がなされているところでございますので、そういったことを踏まえながら、町としても今後のスケジュールを考えていきたいと思っております。

続きまして16ページ目でございます。「(2) 教職員の研修体制の充実 町全教職員研修会の実施」という施策になります。教員が教員として身に付けるべき資質・能力の育成を図ること、また、町内小中学校が情報交換を行うことで、町全体としての教育力を高めることを目的として、町内全教職員が一堂に会する研修会を年2回開催しているところでございます。平成29年度の開催実績及び予定というところを見ていただきますと、第1回は6月6日に学習ホールで行いました。静岡大学の村山先生による教育講演会でありますとか、各学校における校内研究の取組の概要を発表していただき、その共有をしたところでございます。また第2回は11月15日に自彊小学校で予定していますけれども、自彊小学校の先生方による公開授業でありますとか、外部講師による指導助言を予定しているところでございます。実施時期につきましては、こちらも昨年度から実施しているところでございますので、平成28年度以降引き続き実施というスケジュールにさせていただいております。

以上が「(2) 教職員が授業に専念できる環境づくり」というところの施策とスケジュールということになります。

最後に「(3) 保護者(家庭)の教育ニーズに応じた環境づくり」というところの施策について説明させていただきます。

「(3) ア安心で安全な教育環境の整備 学校給食の実施日の拡張」ということでございます。学校給食でございますけれども、今年度も授業日の平準化の先行実施に伴いまして、学校給食実施日を増加しておりますし、また後で説明いたしますけれども、授業日の増以上に増やしているところでございます。学校給食は子どもたちに栄養バランスの良い給食を提供することにより、心身の健全な発達を促すというような目的がございますけれども、町としてもそういった目的をしっかりと進めていきたいと思っております。また、これは副次的なものでありますけれども、お弁当の日を縮減することにより、保護者負担も軽減することができるのではないかと考えております。その下に書かれておりますけれども、平成28年度は授業日数が206日でしたが、29年度は21

0日ということで日数は4日増えております。ただし、給食の実施日数というものは、先ほどの目的に合わせまして、単純に増えた4日分ではなくて、14日分給食の実施日というものを増やしております。今後ですけれども、授業日の平準化の移行期間になるわけですが、そういったことを踏まえて給食の実施日を検討していきたいと考えております。

続きまして、18ページ「(3) ア安心して安全な教育環境の整備 「家庭学習の手引き」の配布」ということでございます。家庭学習の手引きでございますけれども、吉田町ラーニングプランの一環として、家庭学習の充実を図るため家庭学習の手引きというものを作成し、配布を行っております。小学校低学年用、中学年用、高学年用、中学校用を作成して配布しているところでございます。家庭学習の手引きを活用した実践事例を掲載させていただいておりますが、手引きに基づいて自分で学習のめあてを立てて、それを毎回自分で振り返って、できたから更にもっと高い目標を掲げよう、できなかったからもう少しここを頑張ってみようというふうに、家庭学習に対する目標を設定して、反省して、次に活かすというように、この手引きを活用してPDCAサイクルを回して、更に家庭学習の充実を図っていかうということで進めさせていただいているところでございます。平成28年度からこちらも既に実施をしておりますので、以降も引き続き実施というスケジュールにさせていただいております。

続きまして19ページ目ですけれども、「(3) イ放課後の子どもの居場所づくり 公設学習塾の実施」というところでございます。概要につきましては先ほど触れさせていただきましましたので、割愛させていただきますが、昨年度のアンケートの調査結果であるとか、また、下の矢印のところに書かせていただいておりますが、公設学習塾に参加した中学校の生徒は、吉田町学力調査の数学において、平均正答率が全体で3.72ポイント上昇したということがありまして、成果も出ているところでございます。こうしたことも28年度から実施をしているところでございますので、引き続き実施というようなスケジュールを書かせていただいております。

続きまして20ページをご覧ください。「(3) イ放課後の子どもの居場所づくり 放課後補充学習の実施」というところでございます。概要につきましてはこちらも説明させていただきましたので割愛させていただきますが、現状としましては、この放課後補充学習の指導者ということで各小中学校に3から7名の指導者を配置しているところでございまして、それぞれの日時、場所において行っているところでございまして、今後、実施曜日の拡充であるとか、こういった方向で充実していくのかということを検討しながら進めていきたいと思っております。この取組自体は既に実施しておりますので、平成28年度から引き続き実施ということで示させていただいております。

続きまして21ページをお開きください。「(3) イ放課後の子どもの居場所づくり 活動場所の確保、見守り委員の配置」ということでございます。一つは放課後子ども教室の充実ということでございますが、地域の大人の協力を得て、子どもたちの活動場所

を確保し、放課後などにおける様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援として、放課後子ども教室を実施しております。現状といたしましては、北区地域教育推進協議会が「放課後自彊わくわく教室」として月2回実施をしていただいております。内容といたしましては、例えばカレー作りでありますとか、昔の遊びを一緒に体験してみるといことが行われておりますが、こういったことも授業日の平準化と併せながら進めていただけるよう、引き続き支援していきたいと思っております。同じく放課後児童クラブの充実ということもありまして、ニーズを踏まえ、拡充する方向で実施していただきたいと考えております。

続きまして22ページになります。「(3) ウ問題行動のない落ち着いた教育環境の実現(相談体制の充実)」ということで、「生徒指導専任教員の配置」ということでございます。生徒指導専任教員ということでございますけれども、現在も小学校においては生徒指導主任、また中学校では生徒指導主事ということで既に配置はしております。町といたしましては、そういった方々がその職務を専念できる環境を整えることによって生徒指導を充実してまいりたいということでございます。具体的には、その生徒指導主任、生徒指導主事という方が受け持つ授業時間数を他の先生方よりも少なくして、その少なくなった分、空いた時間を生徒指導に集中できる時間として整えたいということでございます。生徒指導の概要としては、こういったことをやっていますということで書かせていただいておりますので、説明は割愛させていただきます。実施自体は、既に一部行っているところもございますので、平成28年度から引き続き実施というスケジュールにさせていただきます。

最後に23ページ「(3) ウ問題行動のない落ち着いた教育環境の実現(相談体制の充実)」ということで、「SC(スクールカウンセラー)、SSW(スクールソーシャルワーカー)、相談員の各校配置」というのを進めてまいりたいと思っております。SC、SSWの役割であるとか資格等については、資料に掲載のとおりでありますので、説明は割愛させていただきますが、現状町としましては、SCは県からの派遣で1名、SSWは県からの派遣で2名、また町単独で1名をお願いしているところでございます。全国の配置率からいきますと、SCは4校に1名ということで、わが町の場合は全国と同程度、また、SSWの全国の配置率は25校に1名ということでございますので、これは吉田町としては充実しているところかなというふうに思っております。また、再掲でございますけれども、教育相談員の配置でありますとか、子どもと親の相談員の配置というようなことも行っておりますので、こちらについても問題行動の無い落ち着いた授業に資することと考えております。既に実施しているところもありますので、28年度以降実施済みというスケジュールにさせていただきます。

トリビンスプランの具体的な個々の施策についての概要、またその進め方につきましては、以上のとおりとなります。

○事務局（栗林課長）

本当に長くなって恐縮ですけれども、続きまして資料の3に移らせていただきます。これまで、資料の1で今回の教育委員会の結論の概要を説明させていただきまして、資料の2で、トリビンスプランの個々の施策はどういうスケジュール、またはどういう内容で進めていきたいかという教育委員会としての考えをお示しさせていただきました。それに当たりまして、トリビンスプランの考え方とか、教育委員会としてどういう議論をしてきた、というようなことを、まとめさせていただいたものが、資料の3「TCP トリビンスプランの今後の方向性について」という資料になります。少しお時間をいただきまして、説明をさせていただきますが、まず、「はじめに」というところですが、インターネットや携帯電話の普及などによって、時代はどんどん変化してきているということでありまして、今後第4次産業革命がやってくるというような予測もされてきているということ、また、国境を越えた人々の移動も珍しい時代ではなくなりまして、在留外国人や外国人児童生徒の数も年々増加しているということでありまして、2007年生まれの子どもの50%は、107歳まで生きることが期待されるというような予測もされているところをごさいます、四つ目の丸ですが、こうした科学技術の発展でありますとかグローバル化の進展、超高齢化社会の進行などは、さらに加速度を増して私たちの生活に影響を及ぼすことが予想されるということ、これからの社会は先を見通すことがますます難しい時代となるということは明らかである、このことは吉田町も例外ではないということも、書かせていただいております。

1 ページ目の丸の下から二つ目でございますけれども、こうした時代の変化によって、私たちの生活の在り方も大きく変化し、一人ひとりの価値観も多様化する中で、学校教育もこうした変化に対応したものへと進化を遂げなければならないということを考えております。最後の丸ですが、こういった時代の変化を見通しながら、吉田町として、吉田に生まれ育つ子どもたちにどういう大人になって欲しいのか、そして、そのために町としてどういう教育を行うことが求められているのか、ということに対して、しっかりと向き合い考えなければならない時期に来ているというふうに考えております。

2 ページ目でございますけれども、そういった社会的背景から見たときに、「現代社会に見られる今日的な課題」はなんなのかということを示唆させていただいたものでございます。こちらは、平成29年2月23日の総合教育会議で出されたものを、そのまま掲載しており、資料No. 1の2ページ目に掲載されているものと同様のものになります。こうした、今日的な課題に向き合って、学校教育の在り方をしっかりと考えていくことが重要であるというふうにさせていただいております。2 ページ目の(2)ですが、まず、「学習指導要領の改訂と育成を目指す資質・能力」ということで、今回のこういった課題に対応するためには、この学習指導要領にもしっかりと町の教育が対応していかなければならないということを示させていただいております。

3 ページ目に移らさせていただきますけれども、下から三つ目の丸ですね、今後、学習指導要領が求める資質・能力というものをバランスよく育てるには、不断の授業改善が、これまでも行われているところがございますけれども、今後は、これまで以上に行っていないといけない、というようなことが言われております。ここでは、「主体的・対話的で深い学び」というキーワードを挙げさせていただいておりますが、その説明は上にありますので、割愛をさせていただきますが、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が学習指導要領上も求められるということ、また、この度の学習指導要領の改訂においては、小学校3・4年生で外国語活動、小学校5・6年生で教科としての外国語が新たに設置され、平成30年度、来年度から授業時間数が段階的に増加するという、最後の丸ですけれども、「プログラミング教育」に関する内容を新たに指導しなければならないということでもありますとか、4 ページ目、平成30年度から小学校、平成31年度から中学校で道徳が教科化されることにより、指導方法の改善や道徳科の評価を行うことが求められているということ、こういうことからすると、これまで以上に授業時間数を確保するということであるとか、研修や授業時間の準備をこれまで以上に確保することが求められているということが、明らかである、ということだと考えております。その下の丸、「しかし」というところですが、現在の学校教育は教員の超過勤務を前提としたシステムに支えられておまして、平日にこうした時間をこれ以上確保することは困難であるということから、その構造的な改革が求められるのではないかとということです。

4 ページ目の(3)でございますけれども、こうした背景を元に考えておりますのが「TCPトリビンスプラン」です、ということを確認させていただいております。平成28年4月に、町長から総合教育会議事務局に対しまして、「三者共益」プランを検討してほしいという指示のもとに、検討を重ねまして、2月23日に合意をいただいたものでございますが、そのプランといたしましては、「授業日の平準化」を軸としながら、「子どもの確かな学力を向上する環境づくり」、「教職員が授業に専念できる環境づくり」、「保護者の教育ニーズに応じた環境づくり」の三つの柱から、様々な施策、教育関係の整備に関する施策でありますとか、教育内容の充実に関する施策などを、盛り込んだものとなっております。詳細は先ほど説明させていただいたとおりです。その中で、「授業日の平準化」、一番最後の丸につきましては、6時間日の設定というものがされてしまうと、教員の勤務時間の中で、約30分程度しか、教員自身が、マネジメントできる時間がないということから、そもそもが、6時間日が設定されてしまうと、超過勤務を前提としたシステムになっているということが原因であると捉えておまして、年間を通じて6時間日を設定しない時間割の編制を可能とするために、授業時数を220日以上とさせていただいたところがございます。このことによって、5 ページ目の一つ目の丸ですけれども、授業時間数の確保、授業準備の時間を確保できることでもありますとか、教員自身がマネジメントできる時間が増えることによって、日によってというこ

とでございますけれども、時間休を取得したり、その時間を自己研鑽に励むという時間にしたりすることなどによって、リフレッシュできる時間も確保できるということを期待したいと考えております。

5 ページ目の二つ目、「これまでの経緯」というところでございますが、2月23日に合意をいただいてから、保護者説明会、学校説明会、意見募集等を経て現在に至っているということを書かさせていただいております。

6 ページ目をお開きください。3番目の「教育委員会における検討の経過及び結果」というところでございます。「(1) 検討の経過」というところでございますけれども、8月末までにいただいた様々な意見をもとに、教育委員会を複数回開催いたしまして、今後の方向性について議論を行いました。実績といたしましては、そこに書かれているとおりでございます。その検討の内容というところでございますけれども、(2)をご覧ください。「検討の内容」というところでございますが、「①TCPトリビンスプランの進め方について」ということです。

まずは、一つ目の丸でございますけれども、教職員に理解を深めてもらうことが先決だということを、結論としていただいております。そのためには、教職員が自身の働き方を主体的に考えていける体制を整えることが求められるということ、また、二つ目の丸といたしまして、教職員にもしっかりと理解をしてもらった上で、保護者についても、さらに理解を深めてもらうための手立てを講じる必要があるということ、また、一番最後の丸ですけれども、教育委員会事務局からの説明の不足ということもありまして、まだ、教職員でありますとか、保護者の皆さまに、プラン全体の理解が進んでいないということもあることから、アンケートについては、現時点で行っても正確なデータは得られないのではないかということから、現時点において行う必要はないというようなところに結論としていただいております。

7 ページ目ですけれども、②『授業日の平準化』の具体的な課題について」というところでございます。様々、先生方、保護者の皆さまからいただいたものを箇条書きとして挙げさせていただいたものでございます。こういったことを解決するために、というところで、どうすればよいかということをお話し合ったものでございます。

7 ページ目の下から二つ目の丸のところですが、たとえば、高校1日体験入学及び中学校体育連盟主催の大会については、関係機関との調整が終わるまでは引き続き夏季休業日とすることが適当である、ということでもありますとか、「なお」以降でありますけれども、検討に当たっては、夏休みの縮減のみではなく、冬休みや春休みでの調整も視野に入れて検討すべきであるというようなことでございます。

続きまして、8 ページ目をお開きください。「教職員」の課題の中で、ということでございますけれども、研修の機会が狭められているということや、教員免許更新講習などの受講日時の調整が難しいということですが、夏季休業中にこういった研修がこういった日数行われているのかということなどをさらに調査をして、検証し、検討す

べきであるということです。

二つ目の丸ですけれども、年次有給休暇の取得、夏季特別休暇や年次有給休暇の取得機会の逸失ということですが、吉田町教育委員会では、先ほどご説明させていただいたとおり、学校閉庁日を一定期間設けているということを前提にしながら、また、ただ、教職員が教育公務員という専門性のある職業であるということも大切にしつつ、ということでございますけれども、時代の変化に合わせて教員の働き方も変わらなければいけないということを念頭において、検討を重ねていく必要があるということを示させていただきます。

8ページの四つ目の丸ですけれども、その下段ですが、こうしたことから、今後夏休みだけではなく、冬休みや春休みを活用するなど、年間を通して、全体として、授業日数をどうするかということを検討していくことが重要であるというような結論に至っております。

また、8ページ目の「③夏休みの意義について」ということですが、教育委員会としても夏休み自体の価値を軽視しているわけではございません、ということです。

二つ目の丸ですけれども、一番下の丸ですね、その意義というのは何かというと、学校は、日々の学校生活を通して、子どもたちに身に付けさせたい力を、学習指導要領でありますとか、教育計画などに基づいて、意図的、計画的に教育する場でございますけれども、そこで獲得した力というのは、日常生活で発揮できてこそ本当の力であるというふうに考えております。したがって、夏休みなど、学校から離れて実社会、実生活の場で家族や友人等と様々な経験をする中で、学校で獲得した力というものが発揮され、そこで学校で生きて働く力となっていくことが期待されるのではないかとということから、そうした意味でも、夏休みも含めた、長期休業日が重要な役割ということになっていくのではないかと考えております。

9ページ目でございますけれども、上から4つ目の丸ですね、そういう重要性はあるということは教育委員会としても認識をしつつも、これまでの子どもたちの夏休みの過ごし方でありまして、共働き世帯の増加なども踏まえると、夏休みを有意義に過ごすためには、これまでと同じ日数でなければならない、というわけではないのではないかと、というように考えているところでございます。

9ページ目、「④その他について」ということところでございます。まず、小学校と中学校とでは、成長の違いや各種行事の違いなどから、平準化を考える際には、それぞれの状況により差異が生じることは考えられるということ、また、④の丸の三つ目ですけれども、2行目です、小学校第1学年から第3学年についても、授業時数等々は増えないわけですけれども、基本的には他学年と授業日数を合わせることで、学校としての教育活動に影響を及ぼさないのではないかとということから、妥当であるというように考えております。ただ、現在もそうですけれども、例えば入学式ですとか、卒業式など、行事の日程上どうしても授業日数がそろわないということも生じております。ですので、

そうした差に基づいて、教育活動に支障のない範囲で授業日数が学年ごとに異なるということ、それによって220日を下回る学年があるということも、それは考えられるということです。

10ページ目ですが、一つ目の丸です、今年度、平準化の移行期間ということで4日授業日数を増やしておりますけれども、それによる成果は、その前のページから引き続き書かれているところですが、一定程度成果は見て取ることができたというところがございます。また、今後さらに、こういった検証を重ねてく必要があるということです。こういったことを総合いたしますと、10ページ目の丸の下です、2行目ですね、これらの意見等を踏まえると、「授業日の平準化」以外の施策については、平成29年2月23日の総合教育会議で合意した方向で進めることが適当であるというように考えております。その進め方といたしまして、その下の丸ですけれども、優先順位を考えながら、また予算との関係もあるため、プランの目的に対してどうかという視点から実行していくべきだというふうに考えております。最後ですけれども、先ほど少し説明させていただきましたとおり、合意事項に加えて、トイレの改修でありますとか、職員室のオフィス化というものを、新たなプランの施策にしたいというふうに考えております。

10ページ目、ここからが、教育委員会としての方向性の具体ということになります。「(1) 理解の推進」というところがございますが、一つ目の丸といたしまして、教員や保護者に対して、丁寧に説明を尽くしていく、ということです。二つ目の丸といたしましては、引き続き関係団体との調整を図っていくということです。三つ目の丸ですが、こちらは真の「トリビンス」となるように、教職員と意識の共有を図りながら進めていくということです。これが、「理解の推進」の大きく三つでございます。

続きまして、11ページ、「実施時期」ということでございます。一つ目の丸でございますけれども、トリビンスプランのうち、「授業日の平準化」につきましては、①教職員や保護者にその趣旨や目的をしっかりと理解してもらう必要があるということ、②長期休業日を縮減するに当たっては県教育委員会高校教育課や義務教育課、健康体育課、また、静岡県中学校体育連盟、クラブチームなどと、現在も調整を行っております、一部調整が済んでいるところもございますけれども、引き続き、調整を図っていくことが必要であるということ、また、三つ目といたしまして、教職員や保護者の意見を踏まえて、検討を進めるということが重要であるということから、プランを進める上では、さらに一定の期間が必要であると考え、という結論に至っております。

二つ目の丸ですけれども、2行目です、「授業日の平準化」については、3行目に飛びますが、完全実施の時期を平成30年度とすることは見送り、平成30年度は、引き続き移行期間とすることが妥当であるという結論に至っております。

丸の三つ目でございますけれども、「授業日の平準化」においては、2月23日の合意の中では、「220日以上」としてきたところがございますけれども、大きく三つの理由から、「基本220日」とするということが適当であると考えております。一つ目

といたしましては、暦の違いにより年度ごとに日数が違ってくることがあるということ、二つ目といたしましては、先ほども少し、御説明をさせていただきましたけれども、卒業式や入学式など学年によってどうしても違いが出てきてしまうことから、全ての学年で授業日数を統一することが難しいということ、また、三つ目といたしましては、小学校と中学校では、行事、長期休業日を前提とした行事でありますとか、成長段階にも違いがありますので、学校の教育活動や児童生徒の生活スタイルにも自ずと違いが出てくるのではないかとということから、これらを加味せずに、小中学校全学年一律で「220日以上」ということをすることによって却って教育活動に支障が生じることも考えられる、ということから、これまで「220日以上」としてきた表現を改め、「基本220日」とすることが適当であるというような結論に至りました。

11ページ目の、下から三つ目の丸ですけれども、「なお」というところですが、「授業日数220日」というものは、先ほど説明させていただきましたとおり、「新学習指導要領に対応した授業時間数の確保」であるとか、「授業準備時間の確保」ということ、それはなぜ必要かということ、子どもたちに、社会がどのように変化しても、そこで力強く生きていくために必要となる資質・能力を確実に身に付けてもらうための時間ということで必要だということですので、その目的と主旨に変わりはない、という結論に至っております。

11ページ目の下から二つ目の丸ですが、「したがって」というところですが、平成30年度の実施は見送ることとするが、トリビンスプランの「授業日の平準化」については、新学習指導要領に対応した施策であることから、小学校学習指導要領が全面実施となる平成32年度には「授業日数基本220日」を完全実施とするという結論に至っております。

最後の丸ですけれども、平成30年度、平成31年度は移行期間という扱いになりますけれども、その期間の教育課程については、平成32年度からの「授業日の平準化」の完全実施を見据え、町民や保護者への丁寧な説明はもとより、教育委員会と各学校が協議を重ね進めていくこととするという結論に至っております。

12ページの上から二つ目の丸ですけれども、先ほどから何度も申し上げて恐縮ですが、また議論の結果ということころで、先生方の要望も踏まえてのところになりますけれども、トイレの改修であるとか、職員室のオフィス化というところについても、新たにトリビンスプランの施策として位置付けることとしたいと考えております。

また、最後には「おわりに」ということで、教育委員会で話したまとめのようなことが書かれておりますが、説明は割愛をさせていただきます。

長時間にわたり大変恐縮でしたが、事務局からの説明としては以上でございます。ここで教育長の方から一言お願いします。

○浅井教育長

それでは、教育委員会としての方向性として、理解の推進、実施時期の二点から方向

性を示させていただきました。特に、「授業日の平準化」については、「授業日基本220日」、「平成32年度完全実施」、というところで、移行期間を設けながら進めていくということ、あるいは、教職員との意識の共有化を図りながら進めていくという視点、それ以外のプランについて「トイレの改修」「職員室のオフィス化」を加えたものを、今日この総合教育会議に提案させていただきたいと思います。町長、よろしく願いいたします。

○田村町長

御説明ありがとうございました。

皆さんと意見交換をする前に、一つ欠けている、欠落している部分がありますので、もう今年度、環境省から二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金の内定を受けてますので、照明が全部LEDになりますので、加えていただきたいと思います。

それではですね、これからTCPトリビンスプランの今後の方向性について、皆さまと意見の交換をしたいと思っておりますけれども、まずは全般として、それぞれの御意見を伺いたいと思っております。塚本さんから、お願いいたします。

○塚本委員

はい。前回、2月の総合教育会議の時に、町長から示されたものがあって、その時の議論の中で「三者共益」ということが子どもたちの「確かな学力」を身に付けるためにすごく有効だと、すごく考えられたことなんだと思って、その後、具体的な内容を詰めるに当たって、色々なところへの配慮や、変えなきゃならないことがありますけれど、という話でした。その後、事務局を中心に学校や保護者への説明が何度かされたわけですが、実際に私が思った以上に、世の中の反響が大きくてびっくりした、というところが本音のところなのです。ただ、その後、教育委員会を何度も開く中で、本当に保護者や教職員、地域の方々のたくさんの意見を反映して、本来本当のところはどうかということを見失わないように、本当に吉田町の子どもたちが学力を身に付けて、未来を担う子どもたちに成長してほしいと、その一点の目標に向かって必要な議論を重ねてきたと思っています。そういった意味では、今日最終的な吉田町教育委員会の方向性が示されたのですけれども、ぜひ中身の一つひとつに想いがこもっているところを町長にも御理解いただいて、より協力していただきながら、実施していきたいということが感想です。

○田村町長

はい。続いて北澤さん、お願いします。

○北澤委員

私も2月の総合教育会議において、保護者として母親として、このプランに向けて私が自分自身でどう捉えて、このプランの中で、やはり子どもたちにどんな未来が待っているのかということをしっかり考えた上で、提案してくださったプランだと思えました。その時にも言ったんですけど、今いる先生たちに本当に支えられて、教育現場というの

は成り立っているということ、保護者、そして子ども、そして地域がしっかり理解した上で施策にならないといけないということを思いましたし、先生たちの意見をしっかりと取り入れたプランになっていけることが一番じゃないのかということも、そこでは述べさせていただいたと思うのですけれども、2月の総合教育会議から今日まで、私なりに保護者の立場で、このプランがどう進んでいくのかということを見せていただいたときに、やはり少し説明が足りないのではないのか、理解をしていただく努力が、少し足りていなかったのではないのかというのが、率直な意見として思っていました。そういったもののなかで、教育委員会として、このプランをどう進めていくのかというのを、私の方も、教育委員会の場で述べさせていただいたのですが、「三者共益」ですので、この三者が本当に協力しあって、理解しあっていけるプランになっていくことを、切に願っているところです。

○田村町長

増田委員お願いします。

○増田委員

私自身は、10月から教育委員にならさせていただきましたが、それまでは保護者として、トリビンスプランに目を通させてもらっていたのですけれども、やはり夏休みが大幅に短縮、というところが、かなりインパクトがあるものですから、そこに私自身、目がいきすぎていたなというのがありました。その後、教育委員として、毎週のように委員会を重ねて、その中で説明を受けて、協議をするうちに、トリビンスプラン全体が分かってきて、「三者共益」が目的ではなくて、「三者共益」になることによって、その目標である「子どもに最良の教育サービスを提供する」というところにつながるということがよく分かりました。「授業日数の平準化」ばかり注目されていますが、今説明があったとおりに、具体的な施策がたくさんある中で、平準化だけが進むのではなく、それと並行して、32年度までにできる限りのことを備えて、実施するのが適当ではないかと私は思いました。もともと29年度は、トリビンスプランの周知徹底の年ということでありましたが、やはりまだ、住民の方、さらには教職員の方の理解は充分ではないと思います。今報告がありました資料3にも書いてあるとおりに、まずは教職員の現場の先生によく理解していただいて、説明や押しつけではなく、教職員の皆さんの意見を聞きながら、調整をして、より良いものに作り上げていくというのが、大事だと思います。

○田村町長

久保田さん、どうですか。

○久保田委員

私もこのTCPトリビンスプランについては、総合教育会議の時に、皆さんと一緒に考えたわけなんですけれども、「三者」、子どもと教職員と保護者、あるいは地域の方もそうだと思いますけれども、この三者が利益を得ることが、本当に大事なことだと思います。やはり学校教育、子どもを育てるっていうのは、教職員だけでもできませ

んし、家庭や地域が一緒になって、皆で支え育てていくということが願いになると思います。ですので、この三者が利益を得るということが、大変重要なことだと思います。いろんな施策があるわけですが、先ほどからお話も出ているように、どうしても報道と皆さんの注目が「授業日の平準化」っていうことに狭められてきてしまって、そこだけに意見が寄せられていると私は感じているのですが、このプランは総合的なプランでありますので、もっといろんなプランが施策として出ていますので、ぜひこの施策を皆さんに理解していただきながら、まだまだ説明や理解が十分になされていないところもあると思いますので、先生方や保護者の皆さんや地域の皆さんに理解していただくように、丁寧な説明をしながら実施に向けて取り組んでいってほしいと感じております。

○田村町長

久保田さんはもともと、先生でございますので、先生としての立場から捉えると、付け加えることはありますか。

○久保田委員

そうですね、この施策の中に、1から3までありますよね。「子どもの確かな学力を保障する環境づくり」ということについては、現在すでに全小中学校でエアコンの完備ということで、今年の7月に設置していただきましたので、子どもたちにとっては、過ごしやすい環境の中で、学校生活を送ることができたのではないかと思います。子どもたちのことを考えますと、今回新たに付け加えられました「トイレの改修」ということにつきましても、予算の関係もあるかと思いますが、ぜひ実施ということでお願いしたいと思います。設置からだいぶ年数が経っておりますので、臭いだとか衛生面の問題もあると思います。また、子どもたちにとってはトイレは毎日使用する場所ですので、ぜひ気持ちよく使用できるような環境づくりをしていただけるとありがたい、というふうに思います。そのほか、学校教育については、ALTの各校1名設置だとか、吉田町ならではの施策がありますので、またこういった点についてもぜひ、皆さんに分かっていただきたいということと、「教職員の日々の多忙解消」ということにつきましても、住吉小学校で「未来の学校『夢』プロジェクト」事業ということで、研究指定が行われていて、校務の整理と教職員の意識改革ということで、多忙化解消に取り組んでくれているわけです。このような研修を全職員でしていくことで、先生方にも仕事の効率化を進める意識が出てきたのではないかとということも聞いておりますので、この取組をぜひ、他の学校にも情報発信していただいて、それぞれの学校においても、校務の整理と教職員の意識改革ということを考えていただいて、日々の多忙解消につなげていってほしいと思います。

○田村町長

先生の御意見、非常によく分かるんですけども、今回様々な御意見がございますけれども、学校における先生の生活というのは、なかなか外には発信してくれないものですから、

先生はいったい学校の中ではどんな生活を送っているのかと、そういうものを学校の方からもですね、行政や保護者や地域の人などに、分かるように情報を発信してもらいたいなと思いますね。

○ 久保田委員

町長さんのおっしゃるとおりで、是非情報発信をしていただいて、皆さんに分かってもらうことが大事だと思います。

○ 田村町長

教育長に行く前にですね、北澤さんはお子さんをお持ちですので、働くお母さんという立場からおそらくまだ意見があろうかと思しますので、お聞きしたいと思いますが。

○ 北澤委員

日々子育ては大変であり楽しく思っているところではありますが、小学校・中学校と子どもがいますので、今回のプランで今年は210日ということで、この授業日数の中で、まずは今年どういうふうにごさせたのか、4時間日というのは子どもたちにとってどんな日だったのかというところを、母親として子どもがどういう反応を示すかということ意識して過ごしていました。4時間日に対しては早く帰れるという喜びと、うちの子は放課後は目いっぱい遊びに使いまして、外で今日はあの友達と遊んだよというようなことで、なかなかこれまで公園に行くような日数も多くはなかったんですけども、そういうところでも活用できたのかと思いますし、それが本来の子どもの姿なのかなと思います。そして時間の余裕があると家庭学習の時間が十分に取れるということもありますし、夏休みについても子どもが家にいる時も私は仕事があるので平日は留守番になるということもありましたけども、やはり小学生の居場所は考えましたし、計画も立てましたし、中学生になると自分自身での行動範囲も広がりますし、3年生ですので進学を目指している部分もあって、塾を活用したりする中で、夏休みが短くなったこのプランを考えることもありましたので、この中にもありましたけども、小学校と中学校で環境も違いますので、この部分では述べさせていただいたんですが、子どもにとっては大事な驚きだったり、大事な機会であるということをしっかり踏まえるということが大事であるということも分かってきましたし、それに対応して、保護者の立場からどうサポートしてあげられるのかということも考えながら、それこそ子どもの方に親があわせてもらうのかということも考えながら、どう過ごすかということも、各家庭で考えていかなければいけないかなと感じました。

○ 田村町長

塚本さんと増田さんは自営業ですので、普通の会社に勤めているサラリーマンの家庭とはちょっと違う関わりもあるかもしれないですけども、そういう観点からいかがでしょうか。

○ 塚本委員

子どもとの関わり合いというと、実際に子どもたちが早く帰ってきたときに、家での過ごし方というのを考えなければいけないなと思います。

○ 増田委員

私は自宅兼事務所で自営業をしています。子どもが帰ってくれば同じ空間にはいるのですが、私も妻も仕事をやっているものですから、なかなか子どもに手をかけることができない状態です。個人的なことを言うと、妻はなるべく学校に行ってくれたほうが良いと思うのですが、これからは吉田町の各家庭が自分の家の事だけではなくて、全体としてどうあることが望ましいのかということを考えてもらうような意見交換の場ができればいいなと思いました。

○ 田村町長

他に教育委員会から協議したいこと伝えたいことはありますか。

○ 浅井教育長

教育委員会としましては、この名称にもありますように、吉田町教育元気物語ですので、吉田町の子どもたちにとって最善の教育サービスが提供できて、元気になっていくというようなことも議論の中で話題になってきました。また、これまでもいろんな環境整備を首長部局にも御協力いただいてやらせていただいているんですが、新学習指導要領とのかかわりという側面は、このプランを考えていく上で欠かせないものであります。一方で教職員の日々の多忙化の解消をしていくという、そういったところが議論の中心となって動いていったもので、そういったことを踏まえて今日方向性を示させていただいております。こうした方向性でぜひお願いをしたいと考えています。以上です。

○ 田村町長

先ほど事務局の説明でも学校のみなさんの話が出て、TCPトリビンスプランの方向性に目を通させてもらったんですけども、教育というのはあまり意見の分化がないほうが望ましいものですから、平成32年度に、いわば小学校学習指導要領が完全実施になるわけですけども、そこに至るまでにですね、三者の意見を聞きながら、とりわけ先生、それから保護者のみなさんのですね、御意見を伺いながら、みんなが納得する、全員が納得するということはないでしょうけども、できるだけ多くの皆さんが納得する形でこのTCPトリビンスプランが動いていけばよろしいかと。皆様のこの意見に感謝いたします。私もこのTCPトリビンスプランについて、テレビ等も含めて集中攻撃をされたんですけども、2時間の取材の中でピックアップされたのは15秒とかですね、1時間の取材の中で10秒とか、他のところは全部切り取られて、ポイントは日数とか、10日とか、ちょっと意味が違うんですけども、その部分だけとられて、犬が人間をかんでもニュースにはならないですけど、人間が犬をかんだらそらみたことかと、ピックアップされたきらいがあるんですけども。私はそういう報道について、まずいなとは思ったんですけども、しかしこれはある意味において壮大なパブリックコメントですよ。あることをやるにあたって、こんなにもたくさん意見が出て、私にも分からないようなことがあぶりだされてきたわけですけども、最終的に今回教育委員会を開いて、意見が集約されてきたわけでございますけれども、そういう意味で、この壮大なパブリックコメントは成功したのではないかと、

特にみなさんの御意見は最終的に教育委員会の会議の中で方向性に活かされて、私は結果としてよかったと思っています。これから教育委員会の皆様が、教職員ですとか、保護者ですとか、教育というのは地方自治体の最大の事業でありますので、一般の町民の皆様にですね、理解されることを望んでおります。教育委員の皆さまにおいてもですね、こんなにも過去の会議の中で内容の濃い会議はなかったかと思います。これからもこれを軌道に乗せるまでは、中身の濃い会議が開かれていきますので、意識してバックアップしていきたいと考えております。教育委員の皆様には本当に感謝しております。こんなところでわたしのほうは終わりますけども、よろしいでしょうか。

○ 増田委員

トリビンスプランにいろんな施策がでているんですけども、校務アシスタントの配置であったり、部活動指導員の配置であったり、放課後子ども教室の充実であったり、それもお金がかかることでございます。町長から御紹介のあった「未来の年表」を読んだんですけども、個性のない町は生き残れないということですので、吉田町は教育の町というように送り出すために、教育に予算をつけていただくようにしていただければと思います。

○ 田村町長

ありがとうございました。それではですね、次にプランの内容ですけども、私の方からいくつか提案をさせていただきますけども、これは事務局の方からお願いします。

○ 事務局（栗林課長）

事務局でございます。総合教育会議の事務局も学校教育課で兼ねておりますので、私の方で説明させていただきます。町長から指示をいただきまして、トリビンスプランの追加を検討していただきたいという内容について説明させていただきます。お手元に資料No.4を配布させていただいておりますので、こちらをご覧ください。大きく二つでございます。一つはサマースクールの実施ということと、二つ目は放課後児童クラブの拡充ということになります。一つ目のサマースクールの実施ということでございますけども、夏季休業中を活用して、町主催で長期間にわたり学習機会を提供するというのを考えております。たとえば民間と提携をして、タブレットなどを用いて教科学習を推進するという。そういったことでどのような利点があるかということですけども、その下の「実施のイメージ」というところをご覧ください。たとえば児童生徒がICT機器を活用してさまざまな問題を解いていったときに、その正解であるとか間違いであるとか、どういったところで間違えたのかということなどが、システム上蓄積されていくということになります。そのイメージが右側の矢印の先ですけども、たとえばその子がその単元のどこでつまづいているのかというのが瞬時に分かるということになります。単元1はできたけども単元2はあまりできておらず、単元3はさらにできていないというようなところから、その児童生徒個々の苦手分野、得意分野というものを分析することができて、苦手分野に特化した類題がICT機器に送られて、苦手分野を集中的に学習することができるというようなサイクルを行っていけるような取組ができるよう提案をさせていただくものでございます。先生

方にとっても、これによって授業改善に活用できるものではないかと考えています。下の方に参考でグラフを載せさせていただいておりますが、こちらは平成25年度に国立大学法人お茶の水女子大学が調査した結果を発表したものですけれども、これは社会経済的背景と学習時間における正答率の関係を示したグラフになりますが、一番左側が最も低い社会経済的背景の生徒、一番右が最も高い社会経済的背景グループの生徒ということでございますけれども、一番左側が家庭学習を3時間以上行っているという生徒で、一番右側が全くしないという生徒ですけれども、ここから読み取れるのは、最も低い社会経済的背景の生徒は3時間以上勉強したとしても、最も高い社会経済的背景のグループの生徒が全く勉強していない場合の正答率を、平均値で追い抜くことができていないというようなデータとなっております。これは国語Aのデータですけれども、他の教科についても同様の傾向を示しております。というのは、何が言えるかということ、経済格差が学力格差に直結しているということが言えるのではないかとこのように考えています。そういったことから、経済格差に関わらず受けることができる公教育、公の教育というのが大事であって、そのような施策を展開していきたいというものです。町全体の施策にも関わることでございますけれども、そういったことの一環ということで、このサマースクールの実施ということを考えていると思っております。二つ目が放課後児童クラブの拡充ということでございます。内容は省きますが、今後の方向性というところで、授業日の平準化の実施に伴い、放課後児童クラブを拡充してまいりたいということでございます。大きく三つですけれども、一つは入所基準の緩和ということで、緩和案として三つ示させてもらっておりますが、そういった要件に緩和してまいりたいということ。緩和した場合に入所しますかしませんかというようなニーズ調査については、先月末にこども未来課から保護者の皆様に行わせていただいておりますが、そういったニーズ調査を踏まえながら、ニーズに応じた活動場所の確保ということをしていただきまして、入所基準を緩和して、入所したいという方々を受け入れられるような放課後児童クラブへと拡充をしていきたいと考えています。入所基準の緩和については、授業日の平準化の時期もふまえて検討していきたいと思っておりますけれども、早期に実施していきたいということで、今回提示をさせていただきました。事務局からの説明は以上です。

○ 田村町長

事務局からの説明がありましたけれども、御意見はございますか。

○ 塚本委員

サマースクールの実施ということが資料として出てきたんですけれども、先ほどの議論の流れの中でですね、夏休み・夏季休暇とはどういうものかと、今回トリビンスプランを実施するにあたっては、授業平準化に伴って夏季休暇がかなり少なくなる可能性がある中で、サマースクールを夏季休業中に実施することに関しては、夏休みをどうしていくか、子どもにとって夏休みはどういうものか、どう過ごすべきか、こうあればいいなというようなことは、教育委員会でも議論されたんですけれども、そういったものと、サマースクールで学習の機会を与えるということが合っているのかというのが、今後議論が必要になるなど

いうことを感じたんですけども。昔からの夏休みのイメージでいえば、野山をかけまわって自由研究を行うというようなことが昔からのイメージだったと思うんですけども、今回様々な議論をする中で、今の時代はそうなのかという議論をしてきたんですけども、平準化の流れと、平準化することで長期休暇が短くなるということと、サマースクールを実施するということが相容れるのかというところが、議論が必要だなと思いました。できれば、タブレットを使った効果のある学習でしたら、現在実施している放課後学習ですとか、平準化が実施された折には平日の午後の時間ができるので、地域の皆さんの協力を得ながら、実施していくというような。これを実施すること自体は、よいことだと思いますので、いいのではないかなと思いました。

○ 田村町長

他にはございませんか。

私はサマースクールについては実施する方向で検討してもらいたい。背景はですね、授業の平準化がされると、一番最初は夏休みを短縮するという方向で話をしていたんですけども、そうすると先生の仕事が増えるという意見もありましたので、先生の負担が増えるとなると、ある程度一定の夏休み期間を設ければなりません。基本的に子どもというのは、遊びに使うか、クラブチームに行くのか、そういうことになるわけですけども、それともう一つ、サマースクールを、子どもが自分で選択してやれるということもですね、なければならぬんじゃないかと、そういうことも考えます。先生は現実に授業をですね、その間おやりになる、そうすると多忙感とか疲労感とかが増える可能性があるものですから、なるべくそういうことから外すということを考えなければいけないと思っていますので提唱させていただきます。

○ 事務局（栗林課長）

事務局の方から一点補足したいのですけれども、サマースクールは基本的には強制的にというよりは希望者に来ていただいて、それぞれの夏休みの過ごし方の一つというような位置づけというようなことになろうかと思います。

○ 田村町長

今日のNHKの朝の放送で、不登校児が13万か14万という数字があったんですが、そのかなりの部分が、ある特定の方が出てたんですけども、学校教育でつまずいて、学校からドロップアウトしてしまうという不登校児も結構あるわけです。ですので、そのような子どもに対して、バックアップ体制をとる、落ちこぼれるとかドロップアウトを防ぐというところで、子どもの数も少ないものですから、何らかの形でバックアップ体制を整えなければいけない、そんなふうに思いますね。他に何かございますか。

○ 北澤委員

お聞きしたいんですが、民間と提携してということで、タブレット、ICTの教育をということ言われてると思うんですけども、それを活用するということですけども、学校教育ではできないことを、このサマースクールで、ということよろしいですかね。

○ 事務局（栗林課長）

基本的には夏季休業中ということですので、教育課程外、学校教育の外で、指導者も教員ではない方が指導にあたっていただくというような形を想定しておりますので、学校教育とは一線を画して、夏休みの過ごし方の一つとしてたとえば勉強をしたいという子がいれば、サマースクールにきていただいて、学習をして苦手分野を克服することができるというようなことをイメージとして持っております。

○ 北澤委員

町の事業ということでこういうものがあるというのは保護者としては非常にありがたいので、利用してみたいなと思いました。やはり学校教育とは違う場所で学べる環境というのを作っていくというのも大事だと思います。子ども自身が選択をしたり、保護者が選択をすることもあると思いますが、そういった選択肢が増えるということがすごくいいなと感じました。もう一つ放課後児童クラブについてですが、入所人数の調査というのは9月に学校等で行ってもらって、私も答えたりして、実施済みとなっているんですけど、こういったニーズの調査結果というのはある程度分かってきてはいらっしゃるのでしょうか。

○田村町長

分かっていますので、ニーズ調査の結果ですね。

○こども未来課長

こども未来課でございます。ここに参加させていただいておりますので、お答えいたします。ニーズ調査をさせていただきました。現在の入所基準を緩和した場合、という問いかけで、緩和した場合にお子さんを預けたいですかというアンケートを取らせていただきました。その結果が出ておまして、現在の数の約1.8倍の方から、「入所をさせたい」というような回答をいただいております。

○田村町長

よろしいでしょうか。

○北澤委員

1.8倍という数字が出たということなので、それほどお母さんたちの外へ出たいっていうニーズが分かってきているということだと思うんですけど、そういった現状をしっかり踏まえて、子どもたちがいる場所でもありますので、環境をしっかり整えていただきたいというのが、母親としては求めていきたいところではあると思いますし、夏休みの期間に対しても、ここに書いてありますけれども、早期に実施と書いてありますけれども、環境を整えて、しっかり受け入れていただくというのが、安心につながると私は考えております。

○田村町長

TCPプランが円滑に導入されるためには、こういうことを絶対にやらなければならないことですので、当然来年度の予算編成にその方向でやれるように手立てでやってもらいたい、そんなふうに思っております。

他に何かございますか。よろしゅうございますか。それでは、トリビンスプランに、本取組を追加するという事で、よろしゅうございましょうか。

(全員賛成)

よろしいですね。はい、ありがとうございます。それでは、皆さんありがとうございます。それでは、本日の合意事項を踏まえて、今後の取組を教育委員会からお願いします。

○浅井教育長

教育委員会としましては、最後に二つ、サマースクールの実施とか、放課後児童クラブの拡充という新しい取組を本プランに追加するという事で、特にサマースクールの実施については、まだ構想段階ということでその具体については、教育委員会でさらに考えていきたいと思っています。このプランは、20年後、30年後、そういった先を見据えながら、社会の中で、吉田町で育った子どもたちが活躍したり、あるいは生き生きと生活していけるようになればよいな、そして、教職員や子ども、保護者が三者共益、そういったものを目指しているというものを、あらためて確認したいと思います。教育委員会としましては、吉田町の子どもたちのために、どのような教育を展開することがよいのか、そのためには何が必要なのかということを常に念頭におきながら、教職員の思いを受け止める、その責任において各施策を実行していきたいと思っています。引き続き、皆さんの御理解や御協力をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○田村町長

それでは、以上で本日の議事をこれで終了いたします。進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願ひいたします。

### 3 閉会

○事務局(栗林課長)

町長、ありがとうございました。また委員の皆さま、長時間にわたり、誠にありがとうございました。以上をもちまして、本日の吉田町総合教育会議を閉会いたします。恐れ入りますが相互の挨拶を交わしたいと思いますので、一同御起立をお願いいたします。礼。ありがとうございました。